

農薬等 24 品目 (2, 6-ジフルオロ安息香酸 等) (案)

今般の残留基準の検討については、食品中の農薬等のポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値（いわゆる暫定基準）の見直しについて、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 経緯

我が国では、2006年より食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下「農薬等」という。）に関し、ポジティブリスト制度を導入しているところであるが、制度を開始する際に円滑な施行を図るために農薬等 758 品目にコーデックス基準やデータの提供等について協力を申し出た 5 か国及び地域（米国、EU、豪州、カナダ及びニュージーランド）の基準値などを参考として暫定的に残留基準（以下「暫定基準」という。）を定めた。暫定基準については、基準値を参照した 5 か国及び地域等から提出される科学的データに基づき順次見直しを行っているところである。

今般、制度開始から 6 年近く経過して、改めて暫定基準を確認したところ、24 品目において国内の食用の登録・承認・指定がない又は失効したもの、暫定基準を設定する際に参考とした国において基準値がなくなっているもの等、現状に則していないことが確認できた。

2. 概要

	品目名	英名	主な用途
1	2, 6-ジフルオロ安息香酸	2, 6-Difluorobenzoic acid	農薬・殺ダニ剤
2	N-(2-エチルヘキシル)-8, 9, 10-トリノルボルン-5-エン-2, 3-ジカルボキシイミド	N-(2-ethylhexyl)-8, 9, 10-trinorborn-5-ene-2, 3-dicarboximide	農薬・殺虫剤用の共力剤
3	XMC	XMC	農薬・殺虫剤
4	アザフェニジン	Azafenidin	農薬・除草剤
5	アリドクロール	Allidochlor	農薬・除草剤
6	イサゾホス	Isazofos	農薬・殺虫剤・殺線虫剤
7	エチオフェンカルブ	Ethiofencarb	農薬・殺虫剤
8	エトリムホス	Etriflumfos	農薬・殺虫剤

	品目名	英名	主な用途
9	クロプロップ	Cloprop	農薬・除草剤・植物成長調整剤
10	クロルフェンソン	CPCBS (Chlorefenson)	農薬・殺ダニ剤
11	ジクロン	Dichlone	農薬・殺菌剤
12	シノスルフロン	Cinosulfuron	農薬・除草剤
13	ジメピペレート	Dimepiperate	農薬・除草剤
14	テレフタル酸銅	Copper telephthalate	農薬・殺菌剤
15	トリクラミド	Trichlamide	農薬・殺菌剤
16	ナプロアニリド	Naproanilide	農薬・除草剤
17	ハルフェンプロックス	Halfenprox	農薬・殺虫剤・殺ダニ剤
18	ピペロホス	Piperophos	農薬・除草剤
19	ピリフェノックス	Pyrifenoxy	農薬・殺菌剤
20	プロパホス	Propaphos	農薬・殺虫剤
21	ブロモクロロメタン	Bromochloromethane	農薬・燻蒸殺虫剤
22	ヘキサフルムロン	Hexaflumuron	農薬・殺虫剤
23	ナリジクス酸	Nalidixic acid	動物用医薬品・合成抗菌剤
24	パルベンダゾール	Parbendazole	動物用医薬品・寄生虫駆除剤

3. ADI の評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めた24品目に係る食品健康影響評価について、以下のとおり示されている。

別紙に掲載の24品目について、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該24品目が国内外において、食用及び飼料の用に供される農作物並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物に使用されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

4. 諸外国における状況

JMPR等における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

今回の基準値の見直しについては平成23年1月14日に開催した第147回輸入食品円滑化推進会議において、52ヶ国地域（EUを含む）の大天使館に意見を求め、概ね理解を得られたところであったが、OECD加盟国（34ヶ国）、台湾、エクアドル等を加えた計63

ヶ国地域※で調査を行ったが、いずれの国及び地域においても使用実態がなく、基準値が設定されていない。

※ 世界中の使用状況を把握するのは困難であるが、63ヶ国地域における平成21年度及び22年度の総届出重量に占める届出重量の割合が、およそ98%にのぼることから、63ヶ国地域の確認を取れば、我が国に輸入される食品中の残留農薬等についてほぼ把握出来ると判断した。

5. 基準値案

別紙1-1から別紙1-24のとおり、食品中の残留基準を設定しないこととする。

調査の結果、これらの24品目については、国内の登録・承認がない又は失効していること、国外においても基準値の設定がなされていない、JMPRやJECFAにおける毒性評価はされておらずコードックス基準もないこと等が確認できた。そのため、現在は、国内外において食用の製造・販売・流通・使用がなされていないと判断できることから、暫定基準を維持し続けることは不要であると考えられる。

なお、抗生物質及び化学的合成品たる抗菌性物質は、「含有してはならない。」の規定が適用され、その他の物質については一律基準の0.01ppmが適用されることになる。

農薬名 2,6-ジフルオロ安息香酸

(別紙1-1)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
マッシュルーム			1			

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

N-(2-エチルヘキシル)-8,9,10-トリノルボルネー
農薬名 5-エン-2,3-ジカルボキシイミド

(別紙1-2)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉		0.3				
豚の筋肉		0.3				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.3				
牛の脂肪		0.3				
豚の脂肪		0.3				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.3				
牛の肝臓		0.3				
豚の肝臓		0.3				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.3				
牛の腎臓		0.3				
豚の腎臓		0.3				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.3				
牛の食用部分		0.3				
豚の食用部分		0.3				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.3				
乳		0.3				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 索 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.2				
小麦		0.2				
大麦		0.2				
ライ麦		0.2				
とうもろこし		0.2				
そば		0.2				
その他の穀類		0.2				
すいか		0.2				
メロン類果実		0.2				
まくわうり		0.2				
みかん		0.2				
なつみかんの果実全体		0.2				
レモン		0.2				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.2				
グレープフルーツ		0.2				
ライム		0.2				
その他のかんきつ類果実		0.2				
りんご		0.2				
日本なし		0.2				
西洋なし		0.2				
マルメロ		0.2				
びわ		0.2				
もも		0.2				
ネクタリン		0.2				
あんず(アブリコットを含む。)		0.2				
すもも(ブルーーンを含む。)		0.2				
うめ		0.2				
おうとう(チェリーを含む。)		0.2				
いちご		0.2				
ラズベリー		0.2				
ブラックベリー		0.2				
ブルーベリー		0.2				
クランベリー		0.2				
ハツクルベリー		0.2				
その他のベリー類果実		0.2				
ぶどう		0.2				
かき		0.2				
バナナ		0.2				
キウイ		0.2				
パパイヤ		0.2				
アボカド		0.2				
バイナップル		0.2				
グアバ		0.2				
マンゴー		0.2				
パッションフルーツ		0.2				
なつめやし		0.2				
その他の果実		0.2				
ひまわりの種子		0.2				
ごまの種子		0.2				
べにばなの種子		0.2				
綿実		0.2				
なたね		0.2				
その他のオイルシード		0.2				
ぎんなん		0.2				
くり		0.2				
ペカン		0.2				
アーモンド		0.2				
くるみ		0.2				
その他のナッツ類		0.2				
茶		10				
その他のスパイス		0.2				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

農薬名

アザフェニシン

(別紙1-4)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みかん		0.1				
なつみかんの果実全体		0.1				
レモン		0.1				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.1				
グレープフルーツ		0.1				
ライム		0.1				
その他のかんきつ類果実		0.1				
その他のスパイス		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

農薬名

アリドクロール

(別紙1-5)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

農薬名 イサゾホス

(別紙1-6)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
にんじん		0.2				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦		1.0				
大麦		1.0				
ライ麦		1.0				
とうもろこし		1.0				
その他の穀類		0.05				
大豆		1.0				
えんどう		2.0				
その他の豆類		2.0				
ばれいしょ		0.50				
こんにゃくいも		1.0				
てんさい		0.10				
さとうきび		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.50				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		5.0				
はくさい		5.0				
キャベツ		2.0				
芽キャベツ		2.0				
チングンサイ		2.0				
カリフラワー		1.0				
その他のあぶらな科野菜		2.0				
アーティチョーク		5.0				
レタス(サラダ葉及びちしやを含む。)		10				
トマト		5.0				
ピーマン		5.0				
なす		5.0				
きゅうり(ガーキンを含む。)		5.0				
すいか		5.0				
メロン類果実		5.0				
その他のうり科野菜		5.0				
ほうれんそう		0.50				
たけのこ		7.0				
未成熟えんどう		2.0				
未成熟いんげん		2.0				
その他の野菜		7.0				
みかん		5.0				
なつみかんの果実全体		5.0				
レモン		5.0				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		5.0				
グレープフルーツ		5.0				
ライム		5.0				
その他のかんきつ類果実		5.0				
りんご		5.0				
日本なし		5.0				
西洋なし		5.0				
もも		5.0				
あんず(アプリコットを含む。)		5.0				
すもも(ブルーンを含む。)		5.0				
うめ		5.0				
おうとう(チェリーを含む。)		10				
その他のペリー類果実		2.0				
その他の果実		7.0				
その他のナツツ類		0.05				
茶		0.05				
ホップ		0.5				
その他のスパイス		7				
その他のハーブ		7				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.1				
ばれいしょ		0.1				
てんさい		0.01				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.1				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.2				
かぶ類の根		0.2				
かぶ類の葉		0.2				
西洋わさび		0.2				
クレソン		0.2				
はくさい		0.1				
キャベツ		0.1				
芽キャベツ		0.1				
ケール		0.2				
こまつな		0.2				
きょうな		0.2				
チングンサイ		0.01				
カリフラワー		0.05				
ブロッコリー		0.2				
その他のあぶらな科野菜		0.01				
ごぼう		0.2				
サルシフィー		0.2				
アーティチョーク		0.2				
チコリ		0.2				
エンダイブ		0.2				
しゅんぎく		0.2				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.2				
その他のきく科野菜		0.2				
たまねぎ		0.1				
ねぎ(リーキを含む。)		0.1				
にんにく		0.2				
にら		0.2				
アスパラガス		0.2				
わけぎ		0.2				
その他のゆり科野菜		0.2				
にんじん		0.2				
パースニップ		0.2				
パセリ		0.2				
セロリ		0.2				
みつば		0.2				
その他のせり科野菜		0.2				
トマト		0.2				
ピーマン		0.2				
なす		0.2				
その他のなす科野菜		0.2				
きゅうり(ガーリックを含む。)		0.1				
かぼちゃ(スクッシュを含む。)		0.2				
しろうり		0.2				
すいか		0.2				
メロン類果実		0.2				
まくわうり		0.2				
その他のうり科野菜		0.2				
ほうれんそう		0.2				
たけのこ		0.2				
オクラ		0.2				
しょうが		0.2				
未成熟えんどう		0.2				
未成熟いんげん		0.2				
えだまめ		0.01				
マッシュルーム		0.2				
しいたけ		0.2				
その他のきのこ類		0.2				
その他の野菜		0.2				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みかん		0.2				
なつみかんの果実全体		0.2				
レモン		0.2				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.2				
グレープフルーツ		0.2				
ライム		0.2				
その他のかんきつ類果実		0.2				
りんご		0.2				
日本なし		0.2				
西洋なし		0.2				
マルメロ		0.2				
びわ		0.2				
もも		0.05				
ネクタリン		0.2				
あんず(アプリコットを含む。)		0.05				
すもも(ブルーンを含む。)		0.2				
うめ		0.2				
おうとう(チェリーを含む。)		0.01				
いちご		0.2				
ラズベリー		0.2				
ブラックベリー		0.2				
ブルーベリー		0.2				
クランベリー		0.2				
ハックルベリー		0.2				
その他のベリー類果実		0.2				
ぶどう		0.2				
かき		0.2				
バナナ		0.2				
キウイ		0.2				
パパイヤ		0.2				
アボカド		0.2				
パインアップル		0.2				
グアバ		0.2				
マンゴー		0.2				
パッションフルーツ		0.2				
なつめやし		0.2				
その他の果実		0.2				
ひまわりの種子		0.2				
ごまの種子		0.2				
べにばなの種子		0.2				
綿実		0.2				
なたね		10				
その他のオイルシード		0.2				
ぎんなん		0.2				
くり		0.2				
ペカン		0.2				
アーモンド		0.2				
くるみ		0.2				
その他のナッツ類		0.2				
その他のスペイス		0.2				
その他のハーブ		0.2				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値については、太枠線で囲んで示した。

農薬名

クロプロップ

(別紙1-9)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
パイナップル		0.3				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物殘留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.01				
大豆		0.01				
小豆類		0.01				
えんどう		0.01				
そら豆		0.01				
らっかせい		0.01				
その他の豆類		0.01				
ばれいしょ		0.01				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.01				
かんしょ		0.01				
やまいも(長いもをいう。)		0.01				
こんにゃくいも		0.01				
その他のいも類		0.01				
てんさい		0.01				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.01				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.01				
かぶ類の根		0.01				
かぶ類の葉		0.01				
西洋わさび		0.01				
クレンソ		0.01				
はくさい		0.01				
キャベツ		0.01				
芽キャベツ		0.01				
ケール		0.01				
こまつな		0.01				
きょうな		0.01				
チングンサイ		0.01				
カリフラワー		0.01				
ブロッコリー		0.01				
その他のあぶらな科野菜		0.01				
ごぼう		0.01				
サルシフィー		0.01				
アーティチョーク		0.01				
チコリ		0.01				
エンダイン		0.01				
しゅんぎく		0.01				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.01				
その他のきく科野菜		0.01				
たまねぎ		0.01				
ねぎ(りーキを含む。)		0.01				
にんにく		0.01				
にら		0.01				
アスパラガス		0.01				
わけぎ		0.01				
その他のゆり科野菜		0.01				
にんじん		0.01				
バースニップ		0.01				
バセリ		0.01				
セロリ		0.01				
みつば		0.01				
その他のせり科野菜		0.01				
トマト		0.01				
ピーマン		0.01				
なす		0.01				
その他のなす科野菜		0.01				
きゅうり(ガーリックを含む。)		0.01				
かほぢや(スカッシュを含む。)		0.01				
しろうり		0.01				
すいか		0.01				
メロン類果実		0.01				
まくわうり		0.01				
その他のうり科野菜		0.01				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう		0.01				
たけのこ		0.01				
オクラ		0.01				
しょうが		0.01				
未成熟えんどう		0.01				
未成熟いんげん		0.01				
えだまめ		0.01				
マッシュルーム		0.01				
しいたけ		0.01				
その他のきのこ類		0.01				
その他の野菜		0.01				
みかん		0.01				
なつみかんの果実全体		0.01				
レモン		0.01				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.01				
グレープフルーツ		0.01				
ライム		0.01				
その他のかんきつ類果実		0.01				
りんご		0.01				
日本なし		0.01				
西洋なし		0.01				
マルメロ		0.01				
びわ		0.01				
もも		0.01				
ネクタリン		0.01				
あんず(アブリコットを含む。)		0.01				
すもも(ブルーンを含む。)		0.01				
うめ		0.01				
おうとう(チェリーを含む。)		0.01				
いちご		0.01				
ラズベリー		0.01				
ブラックベリー		0.01				
ブルーベリー		0.01				
クランベリー		0.01				
ハックルベリー		0.01				
その他のベリー類果実		0.01				
ぶどう		0.01				
かき		0.01				
バナナ		0.01				
キウイ		0.01				
アボカド		0.01				
パイナップル		0.01				
グアバ		0.01				
マンゴー		0.01				
パッションフルーツ		0.01				
なつめやし		0.01				
その他の果実		0.01				
ひまわりの種子		0.01				
ごまの種子		0.01				
べにばなの種子		0.01				
綿実		0.01				
なたね		0.01				
その他のオイルシード		0.01				
ざんなん		0.01				
くり		0.01				
ペカン		0.01				
アーモンド		0.01				
くるみ		0.01				
その他のナッツ類		0.01				
茶		0.1				
ホップ		0.1				
その他のスパイス		0.01				
その他のハーブ		0.01				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉		0.05				
豚の筋肉		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.05				
牛の脂肪		0.05				
豚の脂肪		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.05				
牛の肝臓		0.05				
豚の肝臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.05				
牛の腎臓		0.05				
豚の腎臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.05				
牛の食用部分		0.05				
豚の食用部分		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.05				
乳		0.05				
鶏の筋肉		0.05				
その他の家きんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪		0.05				
その他の家きんの脂肪		0.05				
鶏の肝臓		0.05				
その他の家きんの肝臓		0.05				
鶏の腎臓		0.05				
その他の家きんの腎臓		0.05				
鶏の食用部分		0.05				
その他の家きんの食用部分		0.05				
鶏の卵		0.05				
その他の家きんの卵		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

農薬名

ジクロン

(別紙1-11)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
りんご		3				
もも		3				
ネクタリン		3				
すもも(ブルーンを含む。)		3				
おうとう(チェリーを含む。)		3				
いちご		20				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

農薬名 シノスルフロン

(別紙1-12)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

農薬名

ジメビペレート

(別紙1-13)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.03				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.5				
小麦		0.5				
大麦		0.5				
ライ麦		0.5				
とうもろこし		0.5				
そば		0.5				
その他の穀類		0.5				
大豆		0.5				
小豆類		0.5				
えんどう		0.5				
そら豆		0.5				
らっかせい		0.5				
その他の豆類		0.5				
ばれいしょ		0.5				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.5				
かんしょ		0.5				
やまいも(長いもをいう。)		0.5				
こんにゃくいも		0.5				
その他のいも類		0.5				
てんさい		0.5				
さとうきび		0.5				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.5				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.5				
かぶ類の根		0.5				
かぶ類の葉		0.5				
西洋わさび		0.5				
クレソン		0.5				
はくさい		0.5				
キャベツ		0.5				
芽キャベツ		0.5				
ケール		0.5				
こまつな		0.5				
きょうな		0.5				
チンゲンサイ		0.5				
カリフラワー		0.5				
ブロッコリー		0.5				
その他のあぶらな科野菜		0.5				
ごぼう		0.5				
サルシフィー		0.5				
アーティチョーク		0.5				
チコリ		0.5				
エンダイブ		0.5				
しゅんぎく		0.5				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.5				
その他のきく科野菜		0.5				
たまねぎ		0.5				
ねぎ(リーキを含む。)		0.5				
にんにく		0.5				
にら		0.5				
アスパラガス		0.5				
わけぎ		0.5				
その他のゆり科野菜		0.5				
にんじん		0.5				
バースニップ		0.5				
パセリ		0.5				
セロリ		0.5				
みつば		0.5				
その他のせり科野菜		0.5				
トマト		0.5				
ピーマン		0.5				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
なす		0.5				
その他のなす科野菜		0.5				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.5				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.5				
しろうり		0.5				
すいか		5				
メロン類果実		5				
まくわうり		5				
その他のうり科野菜		0.5				
ほうれんそう		0.5				
たけのこ		0.5				
オクラ		0.5				
しょうが		0.5				
未成熟えんどう		0.5				
未成熟いんげん		0.5				
えだまめ		0.5				
マッシュルーム		0.5				
しいたけ		0.5				
その他のきのこ類		0.5				
その他の野菜		0.5				
みかん		5				
なつみかんの果実全体		5				
レモン		5				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		5				
グレープフルーツ		5				
ライム		5				
その他のかんきつ類果実		5				
りんご		5				
日本なし		5				
西洋なし		5				
マルメロ		5				
びわ		5				
もも		5				
ネクタリン		5				
あんず(アプリコットを含む。)		5				
すもも(ブルーンを含む。)		5				
うめ		5				
おうとう(チェリーを含む。)		5				
いちご		5				
ラズベリー		5				
ブラックベリー		5				
ブルーベリー		5				
クランベリー		5				
ハックルベリー		5				
その他のベリー類果実		5				
ぶどう		5				
かき		5				
バナナ		5				
キウイ		5				
パシピヤ		5				
アボカド		5				
パイナップル		5				
グアバ		5				
マンゴー		5				
パッションフルーツ		5				
なつめやし		5				
その他の果実		5				
ひまわりの種子		5				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ごまの種子		5				
べにばなの種子		5				
綿実		5				
なたね		5				
その他のオイルシード		5				
ぎんなん		5				
くり		5				
ペカン		5				
アーモンド		5				
くるみ		5				
その他のナッツ類		5				
茶		0.5				
コーヒー豆		0.5				
カカオ豆		0.5				
ホップ		0.5				
その他のスパイス		5				
その他のハーブ		0.5				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.1				
小麦		0.1				
大麦		0.1				
ライ麦		0.1				
とうもろこし		0.1				
そば		0.1				
その他の穀類		0.1				
大豆		0.1				
小豆類		0.1				
えんどう		0.1				
そら豆		0.1				
らっかせい		0.1				
その他の豆類		0.1				
ばれいしょ		0.3				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.3				
かんしょ		0.3				
やまいも(長いもをいう。)		0.3				
こんにゃくいも		0.3				
その他のいも類		0.3				
てんさい		0.1				
さとうきび		0.1				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.2				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.2				
かぶ類の根		0.2				
かぶ類の葉		0.2				
西洋わさび		0.2				
クレソン		0.2				
はくさい		0.2				
キャベツ		0.2				
芽キャベツ		0.2				
ケール		0.2				
こまつな		0.2				
きょうな		0.2				
チンゲンサイ		0.2				
カリフラワー		0.2				
ブロッコリー		0.2				
その他のあぶらな科野菜		0.2				
ごぼう		0.2				
サルシフィー		0.2				
アーティチョーク		0.2				
チコリ		0.2				
エンダイブ		0.2				
しゅんぎく		0.2				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.2				
その他のきく科野菜		0.2				
たまねぎ		0.2				
ねぎ(リーキを含む。)		0.2				
にんにく		0.2				
にら		0.2				
アスパラガス		0.2				
わけぎ		0.2				
その他のゆり科野菜		0.2				
にんじん		0.2				
バースニップ		0.2				
パセリ		0.2				
セロリ		0.2				
みつば		0.2				
その他のせり科野菜		0.2				
トマト		0.2				
ピーマン		0.2				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値	作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm
なす		0.2			
その他のなす科野菜		0.2			
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.2			
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.2			
しろとうり		0.2			
すいか		0.1			
メロン類果実		0.1			
まくわうり		0.1			
その他のうり科野菜		0.2			
ほうれんそう		0.2			
たけのこ		0.2			
オクラ		0.2			
しょうが		0.2			
未成熟えんどう		0.2			
未成熟いんげん		0.2			
えだまめ		0.2			
マッシュルーム		0.2			
しいたけ		0.2			
その他のきのこ類		0.2			
その他の野菜		0.2			
みかん		0.1			
なつみかんの果実全体		0.1			
レモン		0.1			
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.1			
グレープフルーツ		0.1			
ライム		0.1			
その他のかんきつ類果実		0.1			
りんご		0.1			
日本なし		0.1			
西洋なし		0.1			
マルメロ		0.1			
びわ		0.1			
もも		0.1			
ネクタリン		0.1			
あんず(アプリコットを含む。)		0.1			
すもも(ブルーーンを含む。)		0.1			
うめ		0.1			
おうとう(チェリーを含む。)		0.1			
いちご		0.1			
ラズベリー		0.1			
ブラックベリー		0.1			
ブルーベリー		0.1			
クランベリー		0.1			
ハックルベリー		0.1			
その他のベリー類果実		0.1			
ぶどう		0.1			
かき		0.1			
バナナ		0.1			
キウイ		0.1			
パパイヤ		0.1			
アボカド		0.1			
パインアップル		0.1			
グアバ		0.1			
マンゴー		0.1			
パッショナフルーツ		0.1			
なつめやし		0.1			
その他の果実		0.1			

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外國 基準値 ppm	
ひまわりの種子		0.1				
ごまの種子		0.1				
べにばなの種子		0.1				
綿実		0.1				
なたね		0.1				
その他のオイルシード		0.1				
ざんなん		0.1				
くり		0.1				
ペカン		0.1				
アーモンド		0.1				
くるみ		0.1				
その他のナッツ類		0.1				
茶		0.1				
コーヒー豆		0.1				
カカオ豆		0.1				
ホップ		0.1				
その他のスパイス		0.2				
その他のハーブ		0.2				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

農薬名

ナプロアニリド

(別紙1-16)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
すいか		0.1				
メロン類果実		0.1				
まくわうり		0.1				
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体		1				
レモン		1				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		1				
グレープフルーツ		1				
ライム		1				
その他のかんきつ類果実		1				
りんご		1				
日本なし		0.5				
西洋なし		0.5				
マルメロ		0.5				
びわ		0.1				
もも		0.1				
ネクタリン		0.5				
かき		0.5				
バナナ		0.5				
キウイ		0.1				
パパイヤ		0.5				
アボカド		0.5				
パインアップル		0.5				
グアバ		0.5				
マンゴー		0.5				
パッションフルーツ		0.5				
茶		10				
その他のスパイス		1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

農薬名 ピペロホス

(別紙1-18)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の豆類		0.1				
てんさい		0.1				
トマト		0.2				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.1				
メロン類果実		2.0				
りんご		2.0				
日本なし		0.5				
西洋なし		0.5				
マルメロ		0.2				
びわ		0.2				
もも		2.0				
ネクタリン		0.2				
あんず(アプリコットを含む。)		0.2				
すもも(ブルーンを含む。)		0.2				
うめ		0.2				
おうとう(チェリーを含む。)		0.2				
いちご		2.0				
ラズベリー		1.0				
ブラックベリー		1.0				
ブルーベリー		1.0				
クランベリー		1.0				
ハックルベリー		1.0				
その他のベリー類果実		1.0				
ぶどう		2.0				
かき		2.0				
茶		5.0				
その他のスパイス		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

農薬名 プロパホス

(別紙1-20)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

農薬名

プロモクロロメタン

(別紙1-21)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉		0.02				
牛の脂肪		0.02				
牛の肝臓		0.02				
牛の腎臓		0.02				
牛の食用部分		0.02				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.02				
小麦		0.02				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
大豆		0.02				
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そら豆		0.02				
らっかせい		0.02				
その他の豆類		0.02				
ばれいしょ		0.02				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.02				
かんしょ		0.02				
やまいも(長いもをいう。)		0.02				
こんにゃくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい		0.02				
さとうきび		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.02				
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		0.02				
西洋わさび		0.02				
クレソン		0.02				
はくさい		0.02				
キャベツ		0.02				
芽キャベツ		0.02				
ケール		0.02				
こまつな		0.02				
きょうな		0.02				
チンゲンサイ		0.02				
カリフラワー		0.02				
ブロッコリー		0.02				
その他のあぶらな科野菜		0.02				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		0.02				
チコリ		0.02				
エンダイブ		0.02				
しゅんぎく		0.02				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.02				
その他のきく科野菜		0.02				
たまねぎ		0.02				
ねぎ(リーキを含む。)		0.02				
にんにく		0.02				
にら		0.02				
アスパラガス		0.02				
わけぎ		0.02				
その他のゆり科野菜		0.02				
にんじん		0.02				
バースニップ		0.02				
パセリ		0.02				
セロリ		0.02				
みつば		0.02				
その他のせり科野菜		0.02				
トマト		0.02				
ピーマン		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
なす		0.02				
その他のなす科野菜		0.02				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.02				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.02				
しろとうり		0.02				
すいか		0.05				
メロン類果実		0.02				
まくわうり		0.02				
その他のうり科野菜		0.02				
ほうれんそう		0.02				
たけのこ		0.02				
オクラ		0.02				
しょうが		0.02				
未成熟えんどう		0.02				
未成熟いんげん		0.02				
えだまめ		0.02				
マツシユルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜		0.02				
みかん		0.02				
なつみかんの果実全体		0.02				
レモン		0.02				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.02				
グレープフルーツ		0.02				
ライム		0.02				
その他のかんきつ類果実		0.02				
りんご		0.5				
日本なし		0.5				
西洋なし		0.5				
マルメロ		0.5				
びわ		0.02				
もも		0.02				
ネクタリン		0.5				
あんず(アプリコットを含む。)		0.02				
すもも(ブルーンを含む。)		0.02				
うめ		0.02				
おうとう(チェリーを含む。)		0.02				
いちご		0.02				
ラズベリー		0.02				
ブラックベリー		0.02				
ブルーベリー		0.02				
クランベリー		0.02				
ハックルベリー		0.02				
その他のベリー類果実		0.02				
ぶどう		0.02				
かき		0.5				
バナナ		0.5				
キウイ		0.02				
パパイヤ		0.5				
アボカド		0.5				
パイナップル		0.5				
グアバ		0.5				
マンゴー		0.5				
パッションフルーツ		0.5				
なつめやし		0.02				
その他の果実		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ひまわりの種子		0.02				
ごまの種子		0.02				
べにばなの種子		0.02				
綿実		0.05				
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.02				
ぎんなん		0.02				
くり		0.02				
ペカン		0.02				
アーモンド		0.02				
くるみ		0.02				
その他のナッツ類		0.02				
茶		15				
コーヒー豆		0.02				
カカオ豆		0.02				
ホップ		0.02				
その他のスパイス		0.02				
その他のハーブ		0.02				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

農薬名

ナリジクス酸

(別紙1-23)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉		0.03				
牛の脂肪		0.03				
牛の肝臓		0.03				
牛の腎臓		0.03				
牛の食用部分		0.03				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉		0.1				
豚の筋肉		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.1				
牛の脂肪		0.1				
豚の脂肪		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.1				
牛の肝臓		0.1				
豚の肝臓		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.1				
牛の腎臓		0.1				
豚の腎臓		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.1				
牛の食用部分		0.1				
豚の食用部分		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.1				
乳		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(参考)

これまでの経緯

- 平成17年11月29日 残留基準告示
平成24年 2月22日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に
係る食品健康影響評価について要請
平成24年 3月 1日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響
評価について通知
平成24年 3月 8日 薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成24年 3月19日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

- 石井 里枝 埼玉県衛生研究所水・食品担当専門研究員
○大野 泰雄 国立医薬品食品衛生研究所長
尾崎 博 東京大学大学院農学生命科学研究科獣医薬理学教室教授
斎藤 貢一 星薬科大学薬品分析化学教室准教授
佐藤 清 財団法人残留農薬研究所理事・化学部長
高橋 美幸 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所上席研究員
永山 敏廣 東京都健康安全研究センター食品化学部長
廣野 育生 東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
松田 りえ子 国立医薬品食品衛生研究所食品部長
宮井 俊一 社団法人日本植物防疫協会技術顧問
山内 明子 日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部長
由田 克士 大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授
吉成 浩一 東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野准教授
鶴渕 英機 大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○ : 部会長)

答申（案）

2,6-ジフルオロ安息香酸、N-(2-エチルヘキシル)-8,9,10-トリノルボルン-5-エン-2,3-ジカルボキシミド、XMC、アザフェニジン、アリドクロール、イサゾホス、エチオフェンカルブ、エトリムホス、クロプロップ、クロルフェンゾン、ジクロン、シノスルフロン、ジメピペレート、テレフタル酸銅、トリクラミド、ナプロアニリド、ハルフェンロックス、ピペロホス、ピリフェノックス、プロパホス、ブロモクロロメタン、ヘキサフルムロン、ナリジクス酸及びパルベンダゾールについては食品中の残留基準を設定しないことが適当である。なお、テレフタル酸銅はテレフタル酸銅及びテレフタル酸が含まれ、ピリフェノックスはピリフェノックス（E体）及びピリフェノックス（Z体）の和とする。